

各都道府県に対する配分額の検討

国は、都道府県から提出を受けた要望額について、通知の規定により各都道府県に対する配分額を算定し、その結果について通知します。



都道府県に対する配分方法

Point 1 国は、予算額のうち、年度当初に気象災害対応等分として一定額を留保し、予算残額を都道府県に対して配分します。

Point 2 都道府県から提出を受けた各地区の経営体育成支援計画について、配分基準ポイントの高い順に積算対象とします。

Point 3 Point 2の配分結果を都道府県ごとに整理し、各都道府県に対する配分金額を決定します。

【算定例】 ※例えば47億円を配分する場合（結果欄の「○」のものが配分金額の積算対象地区）
※融資主体補助型と条件不利地域補助型で各々算定したその合計額を配分することになります。

都道府県名	地区名	助成対象者数 ①	取組ポイント ②	配分基準ポイント ③=②÷①	要望額 (百万円)	累計額 (百万円)	残予算額 (百万円)	積算対象の有無	都道府県名	要望額 (百万円)	配分額 (百万円)
E	t	5	22	4.40	320	320	4,380	○	A	900	(Δ40) 860
A	c	1	4	4.00	100	420	4,280	○			
E	s	12	47	3.91	580	1,000	3,700	○			
A	a	5	19	3.80	200	1,200	3,500	○			
D	q	2	7	3.50	80	1,280	3,420	○			
D	p	2	7	3.50	160	1,440	3,260	○			
A	e	8	27	3.37	300	1,740	2,960	○			
E	u	3	10	3.33	90	1,830	2,870	○			
A	b	4	13	3.25	260	2,090	2,610	○			
C	m	5	16	3.20	250	2,340	2,360	○			
B	i	12	37	3.08	600	2,940	1,760	○	B	1,030	(Δ50) 980
D	o	12	36	3.00	500	3,440	1,260	○			
C	l	5	14	2.80	120	3,560	1,140	○	C	830	(Δ150) 680
E	r	15	42	2.80	450	4,010	690	○			
C	k	7	18	2.57	200	4,210	490	○	D	740	(±0) 740
B	f	2	5	2.50	180	4,390	310	○			
B	g	3	7	2.33	200	4,590	110	○	E	1,440	(±0) 1,440
C	n	8	17	2.13	110	4,700	0	○			
B	h	1	2	2.00	50	4,750	-50	×	合計	4,940	470
A	d	2	3	1.50	40	4,790	-90	×			
C	j	25	34	1.36	150	4,940	-240	×			

A~Cは、要望額に対して減額の配分になります。
D・Eは、要望額どおりの配分になります。








配分基準ポイントの算定方法

配分基準ポイントは、経営体育成支援計画に位置付けられた助成対象者のうち中心経営体が、現在の農業経営において取り組んでいる内容をポイント化し、このポイントの合計を助成対象者数で割り戻して算出します。


配分基準ポイントの対象となる取組

項目	取組内容	ポイント
1. 経営改善	以下のいずれか又は複数の経営改善に取り組んでいる。(条件不利地域補助型は、取り組むこととしている。) a 経営面積の拡大(事業実施年度前3年度内に経営面積の拡大に取り組んだ場合に限る。) b 6次産業化(自らが農産物(その過半が当該事業実施地区内で生産されたものに限る。)の加工、直売若しくは契約栽培等の拡大に取り組む、又は事業分野が異なる法人等と契約等により事業の連携関係を構築することをいう。) c 高付加価値化(事業実施年度前3年度内に農産物の生産において、新品種の導入、栽培及び管理技術の改善等により品質向上等農産物の付加価値の向上に取り組むことをいう。) d 農業経営の複合化(土地利用型作物の生産、園芸作物の生産、畜産経営などを組み合わせ、複合的に経営を展開することをいう。)	1
2. 法人化	現在、法人化している。(条件不利地域補助型は、法人化することとしている。)	1
3. 新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年以内の者である。	1
	なお、45歳までに就農した者である場合	1
4. 雇用	外部から常勤雇用している。(条件不利地域補助型は、常勤雇用することとしている。)	1
5. 農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。	1
6. 女性の取組	女性農業者又は農業者の組織する団体のうち女性が過半を占める団体の取組である。	1

※条件不利地域補助型は、1～4の項目について算出して下さい。(1、2及び4は、今後の取組により判定して下さい。)

助成対象者	取組内容	ポイント
	1: 経営改善(規模拡大) (1点) 2: 法人化 (1点) 4: 外部から雇用者を確保 (1点)	3点
	3: 青年就農者 (2点)	2点
	1: 経営改善(高付加価値化) (1点) 2: 法人化 (1点) 4: 外部から常勤雇用者を確保 (1点)	3点
	1: 経営改善(複合化) (1点) 6: 法人化 (1点)	2点
	4: 外部から雇用者を確保 (1点) 7: 女性の取組 (1点)	2点
5経営体		12点
配分基準ポイント	12点 ÷ 5経営体 = 2.4点	

各助成対象者の現時点の取組内容を整理し合計ポイントを計算し、経営体育成支援計画に位置付けられた助成対象者数で割り戻します。



都道府県から市町村に対する配分

都道府県は、国から配分を受けた予算の範囲内で、要望のあった各市町村に対して予算を配分します。



配分検討

市町村名	配分額
〇〇市	〇〇千万
〇〇市	〇〇百万
...	...
〇〇町	〇〇百万
...	...
〇〇村	〇〇千万

配分通知



市町村に対する配分方法

都道府県は、市町村に対して、国から配分を受けた予算の範囲内で、高度経営体及び女性の取組に可能な限り優先配慮するなど、自らの裁量により市町村に配分します。

市町村から地区（助成対象者）に対する配分

市町村は、都道府県から配分を受けた予算の範囲内で、要望のあった地区（助成対象者）に予算を配分します。



配分検討

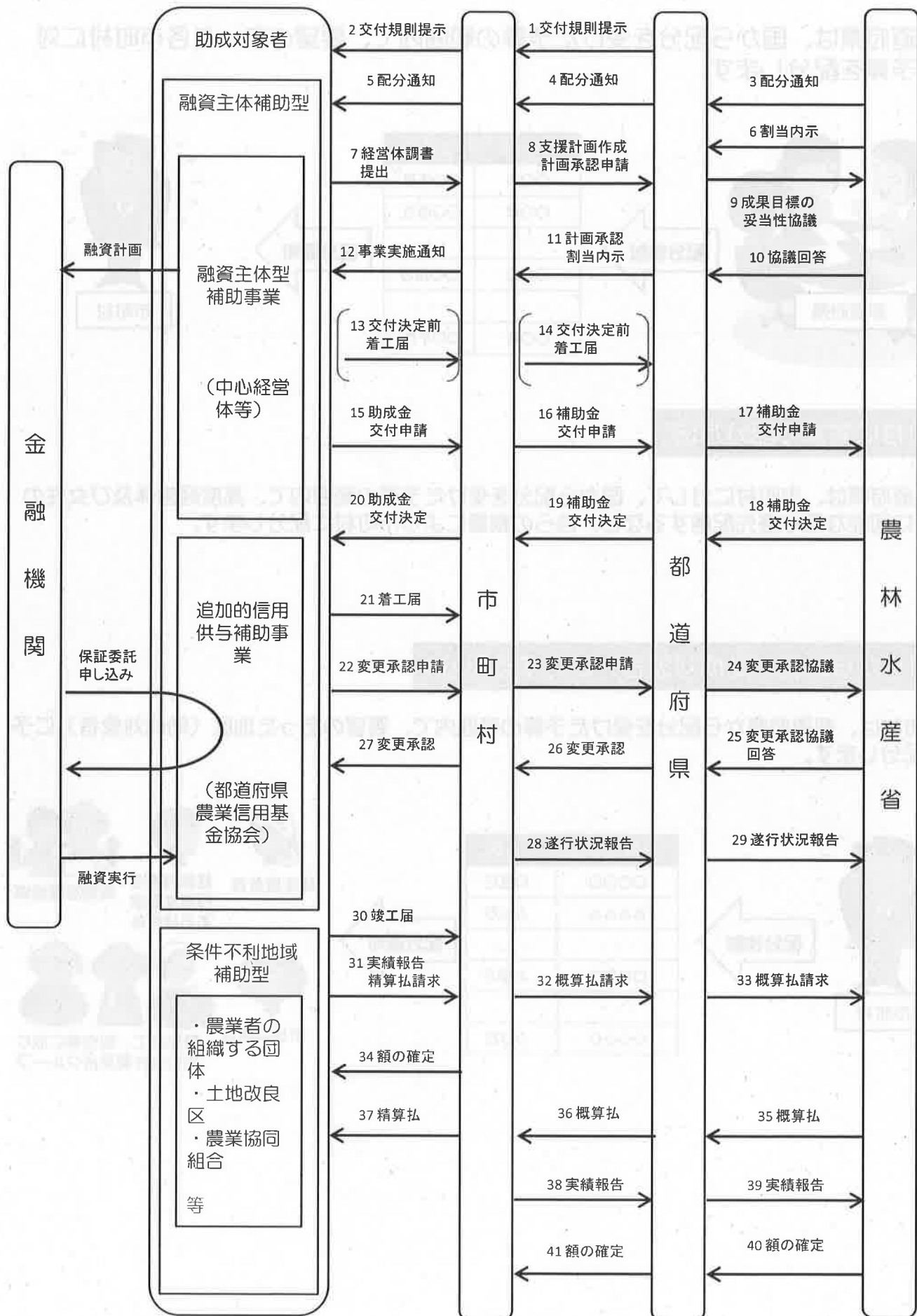
助成対象者名	配分額
〇〇〇〇	〇百万
△△△△	△△万
...	...
□□□□	□百万
...	...
◇◇◇◇	◇◇万

配分通知



事業実施手続の流れ

※ 実際の事務処理においては、順番が前後する場合があります。



8. 農業用機械及び工事等の契約等について

経営体育成支援計画に位置付けられた助成対象者ごとの農業用機械・施設の整備等は、原則として、市町村からの交付決定後に入札又は見積合わせ等の手続を行ったうえで契約することができます。

(例)



なお、事業実施主体が定める規則等に交付決定前着工の規定がある場合は、支援計画の承認後に交付決定前着工届を提出すれば交付決定前であっても事業に着手することができます。

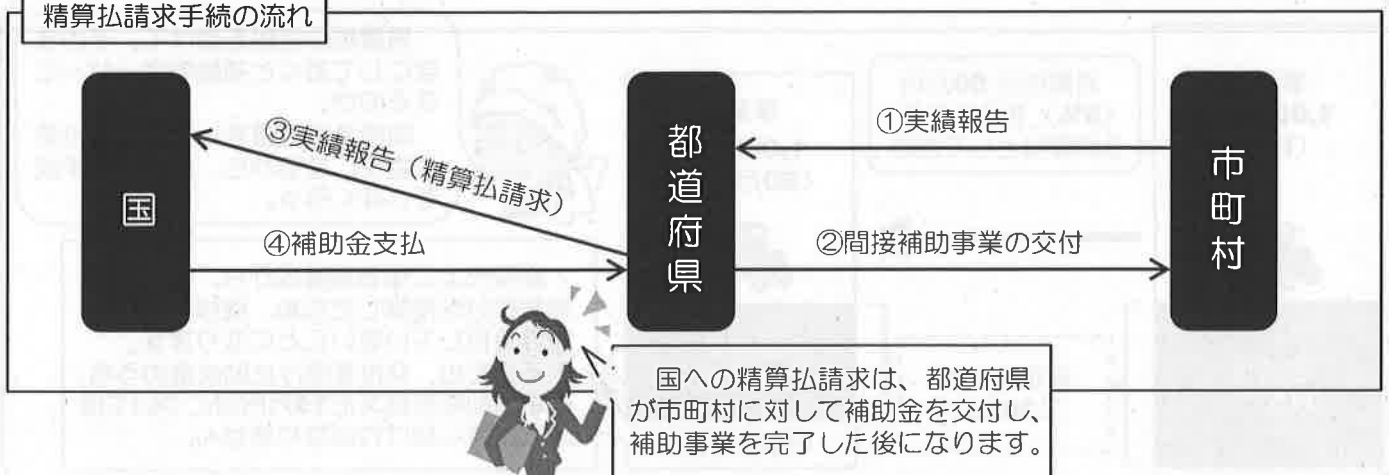
(例)



9. 間接補助事業等の交付手続の適正化について

間接補助事業は、間接補助事業者等に対して間接補助金等を交付する事務又は事業です。そのため都道府県は、市町村に間接補助金等の交付を完了しなければ、国に対して精算額の交付を請求することはできませんので、事業の執行に当たってはご留意下さい。

精算払請求手続の流れ



10. 補助事業等における消費税の取り扱い

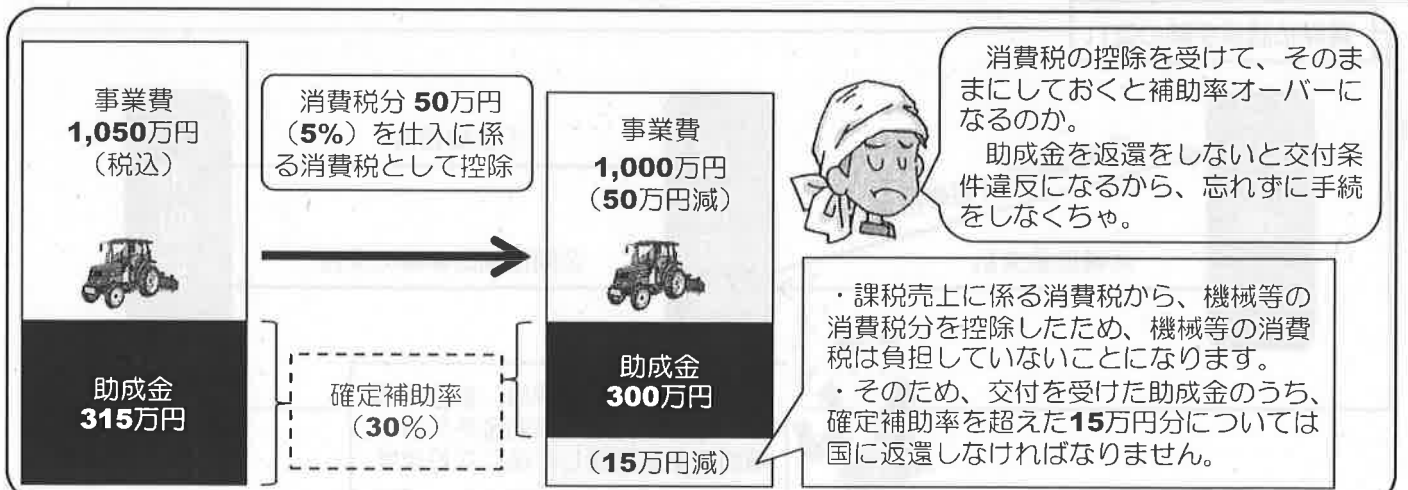
補助事業等を活用して農業用機械等を取得したときには、販売業者などに対して消費税相当額を含む支払を行います。

しかし、経営体の性格等によっては、確定申告の際に当該消費税相当額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税納付額から控除できる場合があります。



この場合、補助金に係る消費税相当額の控除が明らかな場合については、その控除額のうち補助金相当額を返還する必要があります。

課税区分	消費税の計算方法	課税仕入れに係る消費税控除	補助金に係る消費税相当額の控除	補助金等の減額
課税事業者	本則課税	あり	明らか	必要
（※基準期間の課税売上高1,000万円超）	簡易課税（選択） 5,000万円以下	あり	明らかでない	不要
免税事業者	— ※課税事業者を選択することも可能	なし	なし	不要
（※基準期間の課税売上高1,000万円以下）				



本則課税者が消費税分を含めて補助金等の交付を受けた場合

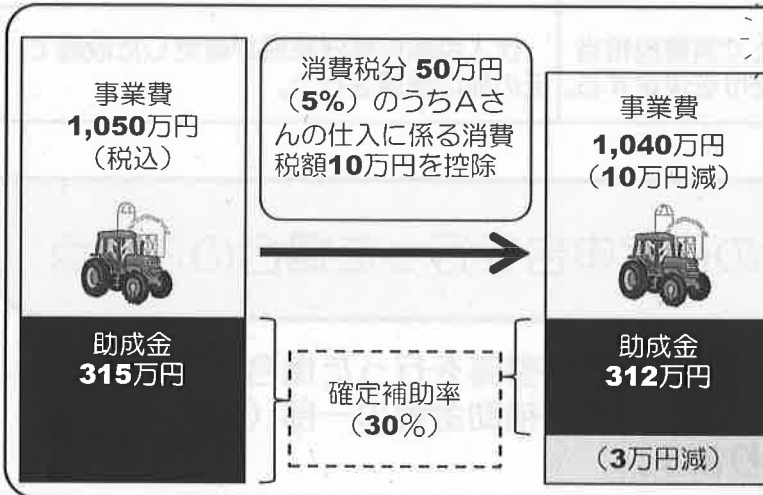
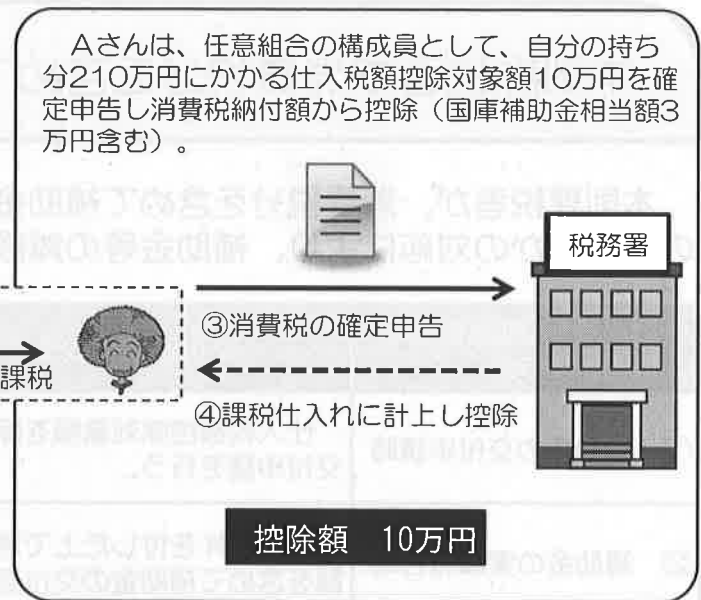
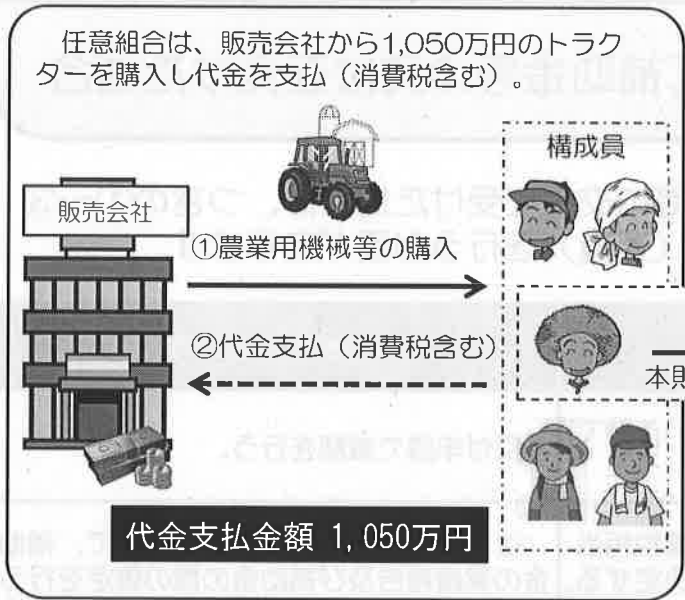
本則課税者が、消費税分を含めて補助金等の交付を受けた場合は、つぎの①～③のいずれかの対応により、補助金等の減額（返還）を行う必要があります。

消費税仕入控除税額が 明らかな時点	交付決定の取り扱い	消費税相当額の取り扱い
① 補助金の交付申請時	仕入税額控除対象額を除いた額で 交付申請を行う。	交付申請で減額を行う。
② 補助金の実績報告時	精算条件を付した上で消費税相当 額を含めて補助金の交付を決定する。	仕入税額控除対象額を除いた額で、補助 金の実績報告及び補助金の額の確定を行う。
③ 補助金の額の確定後	返還条件を付した上で消費税相当 額を含めて補助金の交付を決定する。	仕入税額控除対象額が確定した段階で、 その額の返還を行う。

任意組合の構成員が消費税の確定申告を行った場合の注意点

任意組合が補助金等の交付を受けて農業機械等の整備を行った場合に、構成員の一部が、その代金を課税仕入れに計上した場合は、補助金等の一部（消費税にかかる補助金相当額）を返還する必要があります。

農業用機械等	構成員	持ち分	課税区分	消費税の 計算方法	補助金 の減額
 取得価格1,050万円 (消費税50万円含) 補助金額315万円 (消費税15万円含)	 Aさん	210万円（消費税10万円含） 〈補助金63万円（消費税3万円含）〉	課税事業者	本則課税	3万円
	 Bさん	210万円（消費税10万円含） 〈補助金63万円（消費税3万円含）〉		簡易課税	
	 Cさん	210万円（消費税10万円含） 〈補助金63万円（消費税3万円含）〉	免税事業者	—	—
	 Dさん	210万円（消費税10万円含） 〈補助金63万円（消費税3万円含）〉			
	 Eさん	210万円（消費税10万円含） 〈補助金63万円（消費税3万円含）〉			



消費税の課税は、一般的に「任意組合」の場合、「構成員」を納税義務者として課税することになっています。

このため、構成員がそれぞれの持ち分を課税仕入れに計上することになります。

その際、任意組合ではなく構成員が課税仕入れに計上した場合であっても、任意組合は消費税相当額の返還を行う必要があります。

消費税申告に関する確認 〈確認に必要な書類〉

○消費税及び地方消費税の確定申告書の写し



機械・施設を取得した日が課税期間内であることを確認して下さい。



■消費税及び地方消費税の申告書（一般用）

第21-11号様式

納税義務者	任意組合
代表者	代表者
所在地	所在地
取引先	取引先
申告期間	申告期間
納税額	納税額
控除額	控除額
支払額	支払額
戻付額	戻付額
備考	備考

〒[]-[]-[]-[] 国庫補助金の返還を受ける場合は「国庫補助金受給者」欄に「○」を記入してください。

○課税売上割合・控除対象仕入額等の計算表（付表2）



「課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）」に、補助事業分を算入しているかを確認して下さい。

その際には、口頭による確認ではなく、必ず金額の根拠となる資料を確認して下さい。

■付表2 控除対象仕入税額の計算表（一般用）

付表2 課税売上割合・控除対象仕入税額の計算表

項目	金額
課税売上額（税込み）	
課税売上割合	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	
補助事業の課税仕入れに係る支払対価の額	
課税仕入れに係る支払対価の額（補助事業を除く）	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	
課税仕入れに係る支払対価の額（税込み）	

補助事業等における消費税の返還

会計検査院から「助成対象者が消費税の申告により控除を受けていたにもかかわらず、国費相当額の返還を怠っていた」との指摘を受け、それらの対応から、いくつかの発生原因が明らかになっています。

①知らなかった



助成対象者

- ・補助対象事業費に消費税が含まれているとは知らなかった。
- ・確定申告は税理士にまかせていたので、確定申告で消費税が控除されていたとは知らなかった。
- ・消費税の確定申告では、補助対象事業費の自己負担分のみを控除を受けていたため、返還が必要だとは知らなかった。

○確認をしていなかった



事業実施主体

- ・消費税の確定申告の結果について、経営体に確認していなかった。
- ・経営体が設立2年以内であったり、課税売上が1000万円未満の者については、免税業者だと思い込んでいた。
- ・経営体に確認した際、控除は受けていないと口頭で回答を受けおり、書面での確認を怠っていた。
- ・消費税の控除は、自己負担額のみを受けていたため、返還の必要性はないと思っていた。

②忘れていた



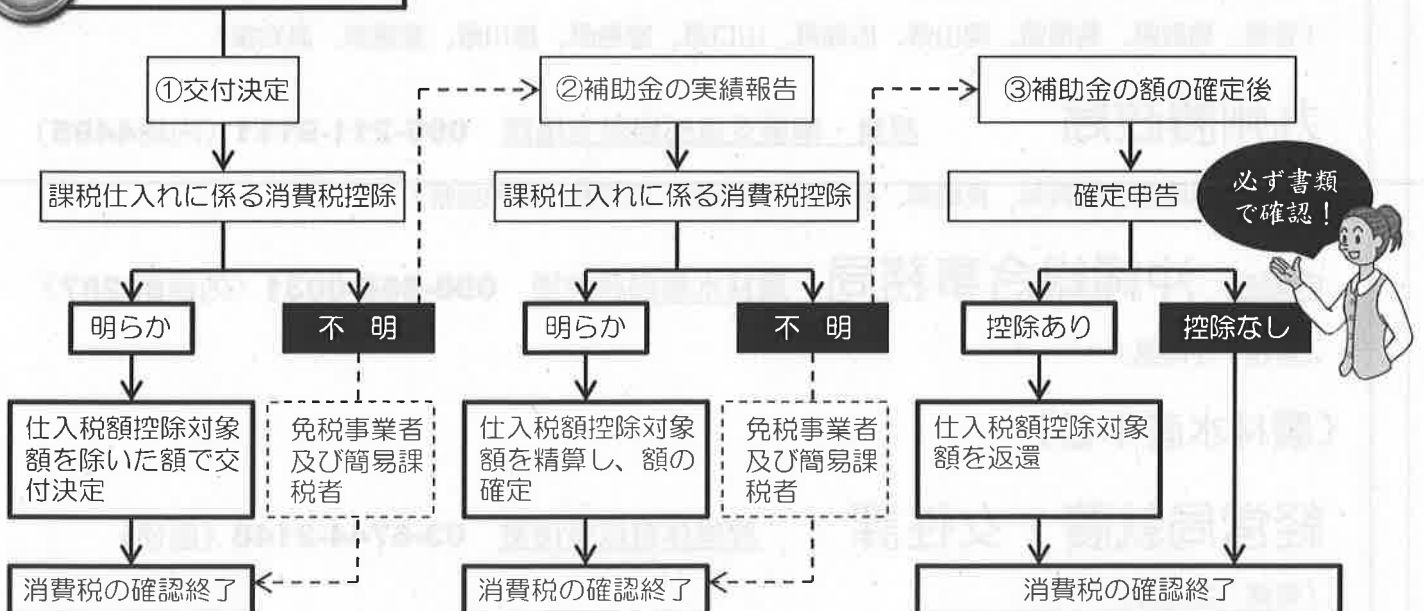
助成対象者

- ・補助事業の実績報告から消費税の確定申告まで期間が空いていたことから、返還手を忘れていた。

補助事業等における消費税の確認



助成対象者の課税区分・消費税の計算方法を確認



問い合わせ先

経営体育成支援事業の詳細については、助成対象者の方は市町村へ、市町村は都道府県へ、都道府県は各都道府県を管轄する地方農政局等にお問い合わせください。

【地方農政局等】

東北農政局

経営・事業支援部経営支援課 **022-263-1111** (内線**4547**)

〔管轄：青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県〕

関東農政局

経営・事業支援部経営支援課 **048-600-0600** (内線**3839**)

〔管轄：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県〕

北陸農政局

経営・事業支援部経営支援課 **076-263-2161** (内線**3971**)

〔管轄：新潟県、富山県、石川県、福井県〕

東海農政局

経営・事業支援部経営支援課 **052-201-7271** (内線**2355**)

〔管轄：岐阜県、愛知県、三重県〕

近畿農政局

経営・事業支援部経営支援課 **075-451-9161** (内線**2797**)

〔管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県〕

中国四国農政局

経営・事業支援部経営支援課 **086-224-4511** (内線**2496**)

〔管轄：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県〕

九州農政局

経営・事業支援部経営支援課 **096-211-9111** (内線**4495**)

〔管轄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県〕

内閣府 沖縄総合事務局

農林水産部経営課 **098-866-0031** (内線**83287**)

〔管轄：沖縄県〕

〔農林水産本省〕

経営局就農・女性課

経営体育成支援室 **03-6744-2148** (直通)

〔管轄：北海道〕